

- 管内 後志管内
- 分類 避難訓練 危険対応能力 防災訓練 その他（ ）
- 教育課程 教科（ ）科 道徳 総合的な学習の時間 特別活動
- 校種 小学校（低） 小学校（中） 小学校（高） 中学校 高等学校
- 取組のポイント

児童が津波や原子力発電所の事故などの災害から自らの身を守ることができるようにするため、地域の災害対策本部の指示に基づき、高台へ避難したり、バスで広域避難したりするなど、地域の防災訓練と連携して避難訓練を実施する。

取組の実際

ねらい

- 原子力防災対策を円滑に実施できるよう、教職員の原子力防災の業務に関する理解を深める。
- 原子力防災訓練の広域避難において、児童が教職員の指示で速やかに安全に避難することができるようにする。
- 避難場所において、児童が教職員や関係機関職員の指示に従って、安全に行動できるようにする。

内容 【訓練想定】

原子力発電所3号機の運転中、北海道南西沖を震源とする震度6の地震が発生し、大津波警報が発表される。これを受け、住民に避難指示がなされる。（1日目、休日）

その後、原子炉冷却材漏えいが発生し、設備故障等により非常用炉心冷却装置による注水が不能となり、全面緊急事態となり、住民に広域避難指示がなされる。（2日目）

村の対応	学校の対応
<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報が発令されたため、住民に避難指示がなされる。 ・各避難所を開設するとともに、避難者名簿を作成し、避難住民数を本部に報告する。 <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態に至ったため、住民に対し避難指示がなされる。 ・児童及び教職員を3台のバスに分かれて乗車させ、札幌市内のホテルへ避難する。 ・役場職員は、酔い止め及びマスクを配付する。 ・役場職員は、各バスにおいて、避難の趣旨及び注意事項を説明する。 ・役場職員は、避難所において、避難者の受付を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校が避難所であるため、教職員は、避難所運営の支援を行う。 ・児童は、休日のため、保護者とともに指定された高台の避難所へ避難する。  <ul style="list-style-type: none"> ・学校は、村からの通報を受け、児童を玄関に集めるとともに、児童の掌握をし、児童の健康観察を行う。 ・教職員は、役場職員の指示に従い、児童を速やかにバスに乗車させる。 ・教職員は、避難所である札幌市内のホテルにおいて、児童の健康観察を行う。 ・教職員は、児童の保護者への引き渡し手順の確認を行い、引き渡しに備える。 

成果と課題

- 教職員は原子力災害における役割に応じた行動を確認することができた。
- 地域と連携した広域避難訓練を実施することにより、児童に津波や原子力発電所の事故の恐ろしさを理解させ、安全に避難行動しようとする態度を養うなど、児童の防災意識を高めることができた。
- 住民避難の分かりやすい案内表示や避難誘導の検討が必要である。